

# 令和 8 年第 1 回 さくら市議会 定例会提案理由説明書

## 説明書目次

番号	項 目 名	ページ
1	令和 8 年度市政執行の基本方針等について	P 5
2	専決処分の承認を求めることについて（令和 7 年度さくら市一般会計補正予算（第 8 号））	P 11
3	さくら市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について	P 12
4	さくら市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について	P 12
5	さくら市立保育園条例の一部改正について	P 12
6	さくら市児童センター設置条例及びさくら市放課後児童クラブ施設設置条例の一部改正について	P 13
7	さくら市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について（識見監査委員）	P 13
8	さくら市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について（児童扶養手当障害認定医）	P 13
9	さくら市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について（スポーツ推進委員）	P 14
10	さくら市一般旅券印紙等購買基金条例の一部改正について	P 14
11	さくら市火入れに関する条例の一部改正について	P 14
12	令和 7 年度さくら市一般会計補正予算（第 9 号）	P 15
13	令和 7 年度さくら市国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）	P 16
14	令和 7 年度さくら市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 号）	P 16
15	令和 7 年度さくら市介護保険特別会計補正予算（第 5 号）	P 17
16	令和 7 年度さくら市下水道事業会計補正予算（第 3 号）	P 18
17	令和 8 年度さくら市一般会計予算	P 18
18	令和 8 年度さくら市国民健康保険特別会計予算	P 22
19	令和 8 年度さくら市後期高齢者医療特別会計予算	P 23

番号	項 目 名	ページ
20	令和 8 年度さくら市介護保険特別会計予算	P 23
21	令和 8 年度さくら市水道事業会計予算	P 24
22	令和 8 年度さくら市下水道事業会計予算	P 25
23	第 3 次さくら市総合計画基本構想の策定について	P 26
24	上河戸辺地に係る総合整備計画の策定について	P 26
25	鷺宿辺地、下河戸南辺地及び穂積辺地に係る総合整備計画の変更について	P 27
26	市道路線の認定について	P 27
27	さくら市教育委員会委員の任命同意について	P 28
28	さくら市固定資産評価審査委員会委員の選任同意について（澤村委員）	P 28
29	さくら市固定資産評価審査委員会委員の選任同意について（津浦委員）	P 28
30	さくら市固定資産評価審査委員会委員の選任同意について（川崎委員）	P 29
31	専決処分事項の報告について（損害賠償の額の決定）	P 29
32	議案説明資料 参照法令等	P 30
33	さくら市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案新旧対照条文	P 33
34	さくら市立保育園条例の一部を改正する条例案新旧対照条文	P 37
35	さくら市児童センター設置条例及びさくら市放課後児童クラブ施設設置条例の一部を改正する条例案新旧対照条文	P 38
36	さくら市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照条文（識見監査委員）	P 40
37	さくら市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照条文（児童扶養手当障害認定医）	P 41
38	さくら市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照条文（スポーツ推進委員）	P 42

番号	項 目 名	ページ
39	さくら市一般旅券印紙等購買基金条例の一部を改正する条例案 新旧対照条文	P 43
40	さくら市火入れに関する条例の一部を改正する条例案新旧対照 条文	P 44

令和 8 年第 1 回さくら市議会定例会の開会にあたりまして、諸議案の説明に先立ち、令和 8 年の市政経営に関する所信を申し述べます。

昨今、世界中で国家間の争いや各国内でのポピュリズムの台頭、さらには経済格差の増大といった分断と対立が起き、まさに激動の時代となっており、我が国においてもそうした波に晒されつつあります。女性初の首相となった高市政権も厳しい国家運営を迫られていると思慮しますが、昨年、市制 20 年を迎えた本市もそうした目まぐるしく変化するさまざまな社会状況に対応しつつ、新たな時代への歩みを進めていかなければなりません。

本市における令和 8 年度は、未来を見据え、中長期的な視点に立ち、計画的な行政経営を推進するまちづくりの指針となる、第 3 次総合計画の初年度となる大切な年になります。

総合計画は 5 年先・10 年先の市の礎を築くための計画でありますので、令和 8 年度は、本計画をはじめ、関連する他の重要な諸計画に基づく施策の実行に邁進してまいります。

それらを念頭に編成を行いました令和 8 年度予算であります  
が、一般会計予算額は対前年度比 1.6%、3 億 8,000 万円減の  
235 億円となり、当初予算としては令和 7 年度予算に次ぐ過去 2  
番目の規模となりました。

それでは、令和 8 年度に取り組む、新たな事業及び現行の事  
業を拡充する事業を、第 3 次総合計画前期基本計画の政策ごと  
に申し上げます。

はじめに、「政策 1 子育て 教育」であります。

本市においても課題になっている少子化の進行を踏まえ、令  
和 7 年度に少子化対策推進本部を立ち上げ、各所属横断型のワ  
ーキンググループを設置し、グループごとに本市にあった有効  
な施策を提案し合い、市全体での包括的な少子化対策を協議い  
たしました。

令和 8 年度については、「少子化対策プロジェクト」として、  
出会いから結婚、妊娠・出産、子育て・教育まで各ライフステ  
ージに合わせた切れ目のない総合的な支援に取り組めます。

具体的な取組みとして、「ふるさと回帰同窓会開催助成事業」、  
「第2子以降の放課後児童クラブ利用料の減免」を新たに実施  
いたします。また、不妊治療にかかる自己負担の軽減を図るた  
め不妊治療費補助金を拡充いたします。

さらには、子育て家庭への経済的負担軽減を図るため、国の  
物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用し、市内小学  
校及び中学校の「給食費の無償化」を実施いたします。

「政策2 福祉・健康」では、健康で幸せという概念である  
ウェルネスを意識した生活を市民に促すため、さくら健幸ポイ  
ント事業（Saku歩）の新たな取組みを図ってまいります。

具体的な取組みとしては、さくら健幸ポイント付与対象年齢  
を16歳まで引き下げ、若い世代からの健康づくりを促すととも  
に、新たに市内の温泉施設に血圧計や体組成計等を設置し、健  
康づくり拠点の整備拡充を行います。さらに、獨協医科大学の  
協力を得て、地域や職域において、健幸（ウェルネス）づくり  
を支援、情報発信するためのインフルエンサー（人材）の養成  
なども行います。

そして、私自身も自治体の首長が健康への先進的な取組みの研修、情報共有を行うスマートウェルネスシティ首長研究会に参加し、そこで得た知見を施策に反映させることで、高齢者から子育て世代、子どもまで、誰もが日常生活で自然と健康を維持できる「健幸のまちづくり」を目指していきたいと考えております。

また移動手段の充実策として、デマンド交通における氏家地区の指定乗降所に新たに市役所を追加、喜連川地区から直接市役所に来られるよう利便性の向上を図ります。

さらに、健康寿命延伸につなげるため、高齢者の運動環境改善という点からも、かねてより要望があった総合公園内のゲートボール場を人工芝とするリニューアル整備を実施いたします。

「政策3 産業・地域資源」では、蒲須坂・箱森地区における新規産業団地造成に向けた地区界測量業務を実施いたします。

農産物売上向上対策総合支援事業では、ECサイト開設などの販路拡大・販売促進に取り組む農業者に対する支援の実施、

また環境に配慮した栽培を目的とした生分解性マルチ等購入に対する補助メニューも新たに加え、農業生産者への支援策を拡充いたします。

「政策 4 環境・安全」では、自然災害への対策として、五行川の上流部が洪水浸水想定区域に指定されたことや、本年 5 月より新たな防災気象情報の運用が開始されるため、防災ハザードマップの更新を行います。また、現在運用している防災情報支援システムに、これまでなかったダム放流による河川の水位予測が可能となる機能を追加いたします。

そして防災重点ため池の改修工事を向溜ほか 2 箇所を実施し、木造住宅耐震改修の補助額も拡充いたします。

「政策 5 都市基盤」では、氏家駅東地区の魅力向上を目指し、地域住民に事業の説明を丁寧に行い、ご意向を確認しながら第 1 期整備計画区域の事業化に向け、調査設計等業務委託を実施してまいります。

また、空き家対策として、空き家等情報バンクを利用し取得した住宅のリフォームに要した費用への支援を行います。

また、子ども・子育て支援の観点から、子育て世帯が中古住宅を取得しリフォームを行う場合の費用に対しての補助額を拡充いたします。

「政策 6 行政経営」では、持続可能な財政基盤確立に向け、引き続きふるさと納税の返礼品の充実を図り、財源確保に努めてまいります。

また、デジタルトランスフォーメーション（DX）推進事業の取組みとして、申請・通知・決済などの行政手続きをデジタル化するための仕組みを導入し、市民の利便性向上を図ります。

以上、令和 8 年度に取り組む、新たな事業及び現行の事業を拡充する主な事業を申し上げました。

市民の皆様の一層のご理解とご協力をお願い申し上げ、年頭の所信とさせていただきます。

引き続き、議案の概要について御説明申し上げます。

今回提出いたしました付議事件は、承認 1 件、条例 9 件、予算 11 件及びその他の議案等 9 件であります。

議案第 1 号は、専決処分の承認を求めることについてであります。

地方自治法第 179 条第 1 項の規定により専決処分をした事件について、同条第 3 項の規定により議会にこれを報告し、承認を求めるものであります。

その概要についてご説明申し上げます。

議案第 1 号の専決処分は、令和 7 年度さくら市一般会計補正予算（第 8 号）であります。

今回の補正予算は、既定予算額に 1,906 万 6 千円を追加し、予算の総額を 254 億 6,025 万 4 千円といたしました。

歳入では、16 款県支出金で、衆議院議員総選挙費 1,906 万円、20 款繰越金で、前年度繰越金 6 千円を追加し、それぞれ計上いたしました。

歳出では、2 款総務費で、住民情報関連システム管理事業費 79 万 5 千円、衆議院議員総選挙費 1,827 万 1 千円を追加し、それぞれ計上いたしました。

議案第 2 号は、さくら市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定についてであります。

本案は、子ども・子育て支援法の改正により、令和 8 年 4 月 1 日から新たな給付制度が創設され、事業者が給付を受けるための運営に関する基準を条例で定める必要があることから、国の基準をもとに条例の制定を行うものであります。

議案第 3 号は、さくら市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてであります。

本案は、国が定める乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、所要の改正を行うものであります。

議案第 4 号は、さくら市立保育園条例の一部改正についてであります。

本案は、児童福祉法の改正により新設された、乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）を市立保育園において実施するにあたり、その利用者負担について規定するため、所要の改正を行うものであります。

議案第 5 号は、さくら市児童センター設置条例及びさくら市放課後児童クラブ施設設置条例の一部改正についてであります。

本案は、放課後児童クラブ利用料の減免に関し、規定を追加するなど、所要の改正を行うものであります。

議案第 6 号は、さくら市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正についてであります。

本案は、識見監査委員報酬の適正化を図るため、所要の改正を行うものであります。

議案第 7 号は、さくら市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正についてであります。

本案は、児童扶養手当の認定において、必要に応じ児童又は父母の障害の程度を認定する、児童扶養手当障害認定医の報酬額を定めるため、所要の改正を行うものであります。

議案第 8 号は、さくら市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正についてであります。

本案は、スポーツ推進委員の報酬について、他自治体の支給状況との均衡を考慮し、所要の改正を行うものであります。

議案第 9 号は、さくら市一般旅券印紙等購買基金条例の一部改正についてであります。

本案は、栃木県収入証紙条例の廃止に伴い、栃木県収入証紙に係る文言を削除するなど、所要の改正を行うものであります。

議案第 10 号は、さくら市火入れに関する条例の一部改正についてであります。

本案は、塩谷広域行政組合において「塩谷広域行政組合火災予防条例」が改正され、林野火災注意報及び林野火災警報の規定が追加されたことに伴い、当市における林野火災注意報発令時の対応を規定するなど、所要の改正を行うものであります。

議案第 11 号は、令和 7 年度さくら市一般会計補正予算（第 9 号）であります。

今回の補正予算は、既定予算額に 6,722 万 2 千円を追加し、予算の総額を 255 億 2,747 万 6 千円とするものであります。

歳入の主なものでは、11 款地方交付税で、普通交付税 2 億 9,361 万 4 千円、16 款県支出金で、農業用ため池防災減災対策事業 1 億 3,510 万 4 千円、18 款寄附金で、ふるさとづくり寄附金 1 億円を追加、19 款繰入金で、財政調整基金繰入金 6 億 8,238 万 4 千円、減債基金繰入金 3 億 6,905 万 4 千円を減額し、それぞれ計上いたしました。

歳出の主なものでは、2 款総務費で、ふるさとづくり寄附事業費 5,365 万円、3 款民生費で、施設型給付・地域型給付等事業費 6,030 万円を追加、放課後児童クラブ施設整備事業費 1 億 5,864 万 3 千円を減額、5 款農林水産業費で、農業用ため池防災減災対策事業費 2 億 265 万 6 千円を追加し、それぞれ計上いたしました。

第 2 表繰越明許費の補正は、介護施設整備事業ほか 15 件を追加、農業構造転換支援事業を変更するものであります。

第 3 表地方債の補正は、市の堀用水改修事業費ほか 1 件を追加、保育施設整備事業費ほか 2 件を変更、橋梁整備事業費を廃止するものであります。

議案第 12 号は、令和 7 年度さくら市国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）であります。

今回の補正予算は、既定予算額に 1 億 8,444 万 7 千円を追加し、予算の総額を 42 億 4,139 万 2 千円とするものであります。

歳入の主なものでは、8 款繰入金で、保険基盤安定繰入金（保険税軽減分）1,924 万円を減額、9 款繰越金で、前年度繰越金 2 億 417 万 6 千円を追加し、それぞれ計上いたしました。

歳出の主なものでは、2 款保険給付費で、一般被保険者療養給付費 7,469 万 1 千円、7 款基金積立金で、国民健康保険財政調整基金積立金 5,944 万 5 千円を追加し、それぞれ計上いたしました。

議案第 13 号は、令和 7 年度さくら市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 号）であります。

今回の補正予算は、既定予算額に 74 万 6 千円を追加し、予算の総額を 6 億 5,841 万 7 千円とするものであります。

歳入では、4 款繰越金で、前年度繰越金 74 万 6 千円を追加し計上いたしました。

歳出では、4 款諸支出金で、他会計繰出金 74 万 6 千円を追加し計上いたしました。

議案第 14 号は、令和 7 年度さくら市介護保険特別会計補正予算（第 5 号）であります。

今回の補正予算は、既定予算額に 99 万円を追加し、予算の総額を 39 億 8,421 万 2 千円とするものであります。

歳入では、3 款国庫支出金で、事務費交付金国庫補助金 49 万 5 千円、8 款繰入金で、事務費繰入金 49 万 5 千円を追加し、それぞれ計上いたしました。

歳出では、1 款総務費で、介護保険事務費 99 万円を追加し、計上いたしました。

議案第 15 号は、令和 7 年度さくら市下水道事業会計補正予算（第 3 号）であります。

今回の補正予算は、予算第 2 条債務負担行為で、公共下水道水処理センター維持管理業務委託及び農業集落排水水処理センター維持管理業務委託を追加するものであります。

議案第 16 号は、令和 8 年度さくら市一般会計予算であります。

先に申し上げました基本的な考え方のもとに編成いたしました令和 8 年度一般会計予算は、前年度当初予算額 238 億 8,000 万円に対しまして、1.6%減の 235 億円と決めました。

まず、第 1 表歳入各款の概要を御説明申し上げます。

1 款市税は、社会経済活動の回復傾向を考慮し、市税全体として前年度比 5 億 4,515 万円増の 73 億 2,369 万 2 千円を計上いたしました。

2 款地方譲与税は、租税特別措置法の改正を反映させ前年度比 800 万円減の 2 億 978 万 2 千円を計上いたしました。

3 款から 8 款までの各種交付金につきましては、過去の交付実績や地方財政計画に基づき、13 億 500 万円を計上いたしました。

9 款環境性能割交付金につきましては、令和 8 年度税制改正の大綱に基づき、前年度比 1,999 万 9 千円減の 1 千円を計上いたしました。

10 款地方特例交付金につきましては、地方財政計画に基づき自動車税環境性能割の廃止、地方揮発油税特例税率廃止に伴う減収補填額を計上し前年度比 3,425 万円増の 9,125 万円を計上いたしました。

11 款地方交付税につきましては、地方財政計画や市税の増額状況に基づき 30 億 203 万 5 千円を計上いたしました。

15 款国庫支出金は、37 億 4,246 万 5 千円で、主なものは、児童手当、子どものための教育・保育給付費など児童福祉費負担金、障害者自立支援給付費など社会福祉費負担金であります。

16 款県支出金は、19 億 4,652 万 6 千円で、主なものは、子どものための教育・保育給付費など児童福祉費負担金、障害者自立支援給付費など社会福祉費負担金であります。

17 款財産収入は、6,740 万 5 千円で、主なものは、債券運用益収入であります。

18 款寄附金は、一般のふるさと寄附金見込みに加え、栃木 S C の練習拠点整備に賛同する企業版ふるさと納税の寄附見込み額を考慮し、対前年度比 1 億円増の 11 億 7 千円を計上いたしました。

19 款繰入金は、17 億 2,016 万 5 千円で、主なものは、財政調整基金繰入金、減債基金繰入金であります。

20 款繰越金では、4 億円を、21 款諸収入では、13 億 8,959 万 1 千円を計上いたしました。

22 款市債は、9 億 810 万円で、主なものは、市道整備事業債、学校 ICT 管理事業債などであります。

次に歳出各款の概要であります。

1 款議会費では、議会の運営及び活動に関する経費として、2 億 431 万 9 千円を計上いたしました。

2 款総務費は、27 億 8,706 万円で、その主なものは、ふるさとづくり寄附事業費、住民情報関連システム管理事業費などあります。

3 款民生費は、84 億 6,138 万 3 千円で、その主なものは、施設型給付・地域型給付等事業費、介護給付・訓練等給付事業費、

児童手当支給事業費、生活保護者扶助事業費、介護保険特別会計や国民健康保険特別会計への繰出金、後期高齢者医療費などであります。

4 款衛生費は、15 億 250 万 5 千円で、その主なものは、定期予防接種事業費、ごみ収集事業費、各種がん検診事業費、喜連川保健センター管理事業費などであります。

5 款農林水産業費は、8 億 2,025 万 5 千円で、その主なものは、農業用ため池防災減災対策事業費、多面的機能支払交付金事業費、総合交流ターミナル施設維持管理事業費、農産物売上向上対策総合支援事業費などであります。

6 款商工費は、16 億 320 万 1 千円で、その主なものは、中小企業振興資金融資事業費、観光協会振興事業費、温泉施設維持管理事業費、産業団地推進事業費などであります。

7 款土木費は、19 億 8,603 万 7 千円で、その主なものは、下水道事業会計負担金、道路改良事業費、道路維持補修事業費、公園等維持管理事業費、公営住宅維持管理事業費などであります。

8 款消防費は、9 億 3,079 万 1 千円で、その主なものは、塩谷広域行政組合消防費負担金、消防団運営事業費などであります。

9 款教育費は、32 億 9,244 万 9 千円で、その主なものは、学校給食センター管理運営事業費、プロサッカーによる地域の元気づくり推進事業費、非常勤講師活用事業費、学校 ICT 管理事業費などであります。

10 款災害復旧費では、300 万円を、11 款公債費では、18 億 8,900 万円を、12 款予備費では、2,000 万円をそれぞれ計上いたしました。

次に、第 2 表債務負担行為は、広島平和記念式典中学生派遣事業ほか 6 件の債務の期間、限度額を定めるものであります。

第 3 表地方債は、公有財産管理運用事業費ほか 22 件の事業などに要する起債の限度額、起債の方法、利率及び償還の方法を定めるものであります。

以上が、令和 8 年度さくら市一般会計予算の概要であります。

議案第 17 号は、令和 8 年度さくら市国民健康保険特別会計予算であります。

令和 8 年度予算の総額は、40 億 9,007 万 2 千円と決めました。

第 1 表歳入の主なものは、1 款国民健康保険税で、8 億 5,513 万 6 千円、5 款県支出金で、29 億 6,256 万 9 千円、8 款繰入金で、2 億 4,424 万 9 千円を、歳出の主なものは、2 款保険給付費で、28 億 7,786 万 7 千円、3 款国民健康保険事業費納付金で、10 億 8,192 万 6 千円をそれぞれ計上いたしました。

議案第 18 号は、令和 8 年度さくら市後期高齢者医療特別会計予算であります。

令和 8 年度予算の総額は、7 億 210 万 5 千円と決めました。

第 1 表歳入の主なものは、1 款後期高齢者医療保険料で、5 億 4,177 万円、3 款繰入金で、一般会計繰入金 1 億 5,574 万 3 千円を、歳出の主なものは、2 款後期高齢者医療広域連合納付金で、6 億 5,706 万 9 千円をそれぞれ計上いたしました。

議案第 19 号は、令和 8 年度さくら市介護保険特別会計予算であります。

令和 8 年度予算の総額は、38 億 7,646 万 2 千円と決めました。

第 1 表歳入の主なものは、1 款保険料で、8 億 2,872 万 5 千円、3 款国庫支出金で、8 億 8,124 万 2 千円、4 款支払基金交付金で、10 億 666 万 7 千円、8 款繰入金で、一般会計からの繰入金など 6 億 2,702 万 4 千円を、歳出の主なものは、2 款保険給付費で、36 億 1,668 万円をそれぞれ計上いたしました。

以上が、令和 8 年度の各特別会計予算の概要であります。

議案第 20 号は、令和 8 年度さくら市水道事業会計予算であります。

公営企業の効率的運営及び経済性の発揮と、公共の福祉の増進を考慮して、予算第 2 条に定める業務を執行するため、予算第 3 条に定める収益的収入及び支出について、収入第 1 款水道事業収益予定額を 9 億 1,662 万 4 千円、支出第 1 款水道事業費用予定額を 9 億 5,828 万 8 千円と決めました。

また、予算第 4 条に定める資本的収入及び支出について、収入第 1 款資本的収入予定額を 4 億 6,665 万 6 千円、支出第 1 款資本的支出予定額を 14 億 1,131 万円と決めました。

予算第 5 条企業債は、上水道拡張事業費、上水道改良事業費に要する起債の限度額、起債の方法、利率及び償還の方法を定めるものであります。

以上が、令和 8 年度さくら市水道事業会計予算の概要であります。

議案第 21 号は、令和 8 年度さくら市下水道事業会計予算であります。

公営企業の効率的運営及び経済性の発揮と、公共の福祉の増進を考慮して、予算第 2 条に定める業務を執行するため、予算第 3 条に定める収益的収入及び支出について、収入第 1 款下水道事業収益予定額を 10 億 500 万 4 千円、支出第 1 款下水道事業費用予定額を 10 億 109 万 6 千円と決めました。

また、予算第 4 条に定める資本的収入及び支出について、収入第 1 款資本的収入予定額を 7 億 990 万 1 千円、支出第 1 款資本的支出予定額を 9 億 9,911 万 5 千円と決めました。

予算第 5 条債務負担行為は、さくら市氏家水処理センター建設工事その 13 の期間、限度額を定めるものであります。

予算第 6 条企業債は、管路建設改良費及び処理場建設改良費に要する起債の限度額、起債の方法、利率及び償還の方法を定めるものであります。

以上が、令和 8 年度さくら市下水道事業会計予算の概要であります。

議案第 22 号は、第 3 次さくら市総合計画基本構想の策定についてであります。

本案は、将来都市像及び市政の基本的な考え方を示す第 3 次さくら市総合計画基本構想を策定するため、さくら市総合計画条例第 6 条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

議案第 23 号は、上河戸辺地(へんち)に係る総合整備計画の策定についてであります。

本案は、市道・農道・橋梁整備に係る財源の一部に充当させる辺地債の起債に必要な総合整備計画を策定するため、

辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第 3 条第 1 項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

議案第 24 号は、鷺宿辺地(へんち)、下河戸南辺地及び穂積辺地に係る総合整備計画の変更についてであります。

本案は、市道・農道・橋梁整備に係る財源の一部に充当させる辺地債の起債に必要な総合整備計画を変更するため、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第 3 条第 1 項及び第 8 項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

議案第 25 号は、市道路線の認定についてであります。

本案は、開発行為によって設置された開発道路を市道に認定するため、道路法第 8 条第 2 項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

議案第 26 号は、さくら市教育委員会委員の任命同意について  
であります。

本案は、現委員の岡崎真紀おかざき まき氏が令和 8 年 5 月 23 日をもって任  
期満了いたしますが、引き続き同氏をさくら市教育委員会委員  
に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律  
第 4 条第 2 項の規定により、議会の同意を求めるものでありま  
す。

議案第 27 号から第 29 号までは、さくら市固定資産評価審査  
委員会委員の選任同意についてであります。

議案第 27 号は、現委員の佐々木啓祐さ さ き けいすけ氏の任期が、令和 8 年 5  
月 23 日をもって任期満了となるため、後任に澤村明浩さわむらあきひろ氏を選任  
することについて、地方税法第 423 条第 3 項の規定により議会  
の同意を求めるものであります。

議案第 28 号は、現委員の津浦孝夫つうらたかお氏の任期が、令和 8 年 5  
月 23 日をもって任期満了となるため、同氏を再任することに

ついて、地方税法第 423 条第 3 項の規定により議会の同意を求め  
めるものであります。

議案第 29 号は、現委員の川崎保成<sup>かわさきやすなり</sup>氏の任期が、令和 8 年 5  
月 23 日をもって任期満了となるため、同氏を再任することにつ  
いて、地方税法第 423 条第 3 項の規定により議会の同意を求め  
るものであります。

報告第 1 号は、専決処分事項の報告についてであります。

地方自治法第 180 条第 1 項の規定により市長において専決処  
分することができるものとして、100 万円以下の損害賠償の額  
の決定及び和解に関することについて専決処分をしたので、同  
条第 2 項の規定により議会に報告するものであります。

以上が、今回提出いたしました議案等の概要であります。

何とぞ慎重御審議のうえ、議決されますようお願い申し上げ  
ます。

## 【議案説明資料】

参照法令等

### ◎ 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）（抄）

（議決事件）

第 96 条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

(1) 条例を設け又は改廃すること。

(2) 予算を定めること。

(3)～(14) 略

(15) その他法律又はこれに基づく政令（これらに基づく条例を含む。）により議会の権限に属する事項

2 略

〔長の専決処分〕

第 179 条 普通地方公共団体の議会在が成立しないとき、第 113 条ただし書の場合においてなお会議を開くことができないとき、普通地方公共団体の長において議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるとき、又は議会において議決すべき事件を議決しないときは、当該普通地方公共団体の長は、その議決すべき事件を処分することができる。

2 略

3 前 2 項の規定による処置については、普通地方公共団体の長は、次の会議においてこれを議会に報告し、その承認を求めなければならない。

4 略

（議会の委任による専決処分）

第 180 条 普通地方公共団体の議会の権限に属する軽易な事項で、その議決により特に指定したものは、普通地方公共団体の長において、これを専決処分することができる。

2 前項の規定により専決処分をしたときは、普通地方公共団体の長は、これを議会に報告しなければならない。

### ◎ 辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律（昭和 37 年法律第 88 号）（抄）

（総合整備計画の策定等）

第 3 条 この法律によって公共的施設の整備をしようとする市町村は、当該市町村の議会の議決を経て当該辺地に係る公共的施設の総合的な整備に関する財政上の計画（以下「総合整備計画」という。）を定めることができる。

- 2 総合整備計画においては、次に掲げる事項について定めるものとする。
  - (1) 整備しようとする公共的施設
  - (2) 整備の方法
  - (3) 整備に要する経費とその財源内訳
- 3 総合整備計画においては、前項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項について定めるよう努めるものとする。
  - (1) 整備を必要とする辺地の事情
  - (2) その他総務省令で定める事項
- 4 市町村は、総合整備計画を定めようとするときは、あらかじめ、第2項各号に掲げる事項に係る部分について都道府県知事と協議しなければならない。
- 5 市町村は、総合整備計画を定めたときは、総務大臣にこれを提出しなければならない。
- 6～7 略
- 8 前各項の規定は、第5項の規定により総合整備計画を提出した市町村が当該総合整備計画を変更しようとする場合について準用する。

#### ◎ 道路法（昭和27年法律第180号）（抄）

（市町村道の意義及びその路線の認定）

第8条 第3条第4号の市町村道とは、市町村の区域内に存する道路で、市町村長がその路線を認定したものをいう。

2 市町村長が前項の規定により路線を認定しようとする場合においては、あらかじめ当該市町村の議会の議決を経なければならない。

3～5 略

#### ◎ 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）（抄）

（任命）

第4条 略

2 委員は、当該地方公共団体の長の被選挙権を有する者で、人格が高潔で、教育、学術及び文化(以下単に「教育」という。)に関し識見を有するもののうちから、地方公共団体の長が、議会の同意を得て、任命する。

3・4 略

5 地方公共団体の長は、第2項の規定による委員の任命に当たっては、委員の年齢、性別、職業等に著しい偏りが生じないように配慮するとともに、委員のうちに保護者(親権を行う者及び未成年後見人をいう。第47条の5第2項第2号及び

第5項において同じ。)である者が含まれるようにしなければならない。

◎ 地方税法（昭和25年法律第226号）（抄）

（固定資産評価審査委員会の設置、選任等）

第423条 固定資産課税台帳に登録された価格に関する不服を審査決定するために、市町村に、固定資産評価審査委員会を設置する。

2 略

3 固定資産評価審査委員会の委員は、当該市町村の住民、市町村税の納税義務がある者又は固定資産の評価について学識経験を有する者のうちから、当該市町村の議会の同意を得て、市町村長が選任する。

4・5 略

6 固定資産評価審査委員会の委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

7～9 略

□ さくら市総合計画条例（平成27年さくら市条例第15号）（抄）

（議会の議決）

第6条 市長は、基本構想を策定又は変更するときは、議会の議決を経なければならない。

□ 地方自治法第180条第1項の規定に基づく市長の専決処分事項（平成17年4月8日議決）

議会の権限に属する事項中地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、市長において専決処分することができるものとして、議会の議決により指定を受けた事項

番号	指定事項	議会名	議案番号	議決年月日
1	<u>100万円以下の損害賠償の額の決定及び和解に関すること。</u>	平成17年第1回さくら市議会臨時会	議員案第5号	平成17年4月8日

さくら市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案新旧  
対照条文 (傍線の部分は改正部分)

○さくら市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例 (令和7年さくら市条例第29  
号) (1/4)

改 正 案	現 案 行
<p>(乳児等通園支援事業所の職員の一般的要件)</p> <p>第9条 乳児等通園支援事業所の職員は、健全な心身を有し、豊かな人間性と倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者であって、できる限り児童福祉事業の理論及び実際について訓練を受けた者でなければならない。</p>	<p>(乳児等通園支援事業者の職員の一般的条件)</p> <p>第9条 乳児等通園支援事業者の職員は、健全な心身を有し、豊かな人間性と倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者であって、できる限り児童福祉事業の理論及び実際について訓練を受けた者でなければならない。</p>
<p>(乳児等通園支援事業所の職員の知識及び技能の向上等)</p> <p>第10条 乳児等通園支援事業所の職員は、常に自己研さんに励み、法に定める事業の目的を達成するために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。</p>	<p>(乳児等通園支援事業者の職員の知識及び技能の向上等)</p> <p>第10条 乳児等通園支援事業者の職員は、常に自己研さんに励み、法に定める事業の目的を達成するために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。</p>
<p>2 略</p>	<p>2 略</p>
<p>(虐待等の禁止)</p> <p>第13条 乳児等通園支援事業所の職員は、利用乳幼児に対し、法第33条の10各号に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。</p>	<p>(虐待等の防止)</p> <p>第13条 乳児等通園支援事業者の職員は、利用乳幼児に対し、法第33条の10各号に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。</p>
<p>(乳児等通園支援事業所内部の規程)</p> <p>第16条 乳児等通園支援事業者は、次に掲げる乳児等通園支援事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>(6) <u>利用定員</u></p> <p>(7) 乳児等通園支援事業の利用の開始及び終了に関する事項<u>その他の</u>利用に当たっての留意事項</p> <p>(8)～(11) 略</p>	<p>(乳児等通園支援事業所内部の規程)</p> <p>第16条 乳児等通園支援事業者は、次に掲げる乳児等通園支援事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>(6) <u>乳児、幼児の区分ごとの利用定員</u></p> <p>(7) 乳児等通園支援事業の利用の開始、<u>終了</u>に関する事項及び <u>利用</u>に当たっての留意事項</p> <p>(8)～(11) 略</p>
<p>(秘密保持等)</p> <p>第18条 乳児等通園支援事業所の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用乳幼児又はその家族の秘密を漏らしてはならない。</p> <p>2 略</p>	<p>(秘密保持等)</p> <p>第18条 乳児等通園支援事業者の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用乳幼児又はその家族の秘密を漏らしてはならない。</p> <p>2 略</p>

さくら市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案新旧  
 対照条文 (傍線の部分は改正部分)

○さくら市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例 (令和7年さくら市条例第29  
 号) (2/4)

改 正 案	現 行
<p>(乳児等通園支援事業の区分)</p> <p>第20条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 余裕活用型乳児等通園支援事業とは、保育所（子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号法律第65号）第7条第4項に規定する保育所をいう。以下同じ。）、認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。第25条第2号において「認定こども園法」という。）第2条第6項に規定する認定こども園をいい、保育所であるものを除く。以下同じ。）又は家庭的保育事業等（法第24条第2項に規定する家庭的保育事業等をいい、居宅訪問型保育事業（法第6条の3第11項に規定する居宅訪問型保育事業をいう。）を除く。以下同じ。）を行う事業所において、当該施設又は事業を利用する児童の数（以下この項において「利用児童数」という。）がその施設又は事業に係る利用定員（子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第27条第1項又は第29条第1項の確認において定める利用定員をいう。）の総数に満たない場合であって、当該利用定員の総数から当該利用児童数を除いた数以下の数の乳幼児を対象として行う乳児等通園支援事業をいう。</p> <p><u>(設備及び職員の基準の特例)</u></p> <p><u>第22条の2 子ども・子育て支援法第30条第1項第4号に規定する特例保育を行う事業者が、当該特例保育を行う事業所において一般型乳児等通園支援事業を行う場合には、前2条の規定は適用しない。</u></p> <p>(設備及び職員の基準)</p> <p>第25条 余裕活用型乳児等通園支援事業を行う事業所（以下「余裕活用型乳児等通園支援事業所」という。）の設備及び職員の基準は、次の各号に掲げる施設又は事業所の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。</p>	<p>(乳児等通園支援事業の区分)</p> <p>第20条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 余裕活用型乳児等通園支援事業とは、保育所（子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号法律第65号）第7条第4項に規定する保育所をいう。以下同じ。）、認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。第25条第2号において「認定こども園法」という。）第2条第6項に規定する認定こども園をいい、保育所であるものを除く。以下同じ。）又は家庭的保育事業等（法第24条第2項に規定する家庭的保育事業等をいい、居宅訪問型保育事業（法第6条の3第11項に規定する居宅訪問型保育事業をいう。）を除く。以下同じ。）を行う事業所において、当該施設又は事業を利用する児童の数（以下この項において「利用児童数」という。）がその施設又は事業に係る利用定員</p> <hr/> <p>の総数に満たない場合であって、当該利用定員の総数から当該利用児童数を除いた数以下の数の乳幼児を対象として行う乳児等通園支援事業をいう。</p> <p>(設備及び職員の基準)</p> <p>第25条 余裕活用型乳児等通園支援事業を行う事業所（以下「余裕活用型乳児等通園支援事業所」という。）の設備及び職員の基準は、次の各号に掲げる施設又は事業所の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。</p>

さくら市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案新旧  
対照条文 (傍線の部分は改正部分)

○さくら市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例 (令和7年さくら市条例第29  
号) (3/4)

改 正 案	現 行
<p>(1) 保育所 <u>児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例 (平成31年栃木県条例第17号)</u> (保育所に係るものに限る。)</p> <p>(2) <u>幼保連携型認定こども園以外の認定こども園認定こども園の認定の要件を定める条例 (平成18年栃木県条例第50号)</u></p> <p>(3) <u>幼保連携型認定こども園 幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例 (令和5年栃木県条例第19号)</u></p> <p>(4) 家庭的保育事業等を行う事業所 <u>さくら市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する条例 (平成26年さくら市条例第22号)</u> (居宅訪問型保育事業に係るものを除く。)</p> <p>(準用) 第26条 第23条及び第24条の規定は、余裕活用型乳児等通園支援事業について準用する。</p> <p>(電磁的記録) 第27条 乳児等通園支援事業者及びその乳児等通園支援事業所の職員は、記録、作成その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面 (書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。) で行うことが規定されている又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録 (電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機に</p>	<p>(1) 保育所 <u>児童福祉施設の設備及び運営に関する基準</u> (保育所に係るものに限る。)</p> <p>(2) 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園認定こども園法第3条第2項に規定する主務大臣が定める施設の設備及び運営に関する基準</p> <p>(3) 幼保連携型認定こども園 <u>幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準 (平成26年内閣府・文部科学省・厚生労働省令第1号)</u></p> <p>(4) 家庭的保育事業等を行う事業所 <u>家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準 (平成26年厚生労働省令第61号)</u> (居宅訪問型保育事業に係るものを除く。)</p> <p>(準用) 第26条 第23条及び第24条の規定は、余裕活用型乳児等通園支援事業について準用する。<u>この場合において、第23条中「一般型乳児等通園支援事業」とあるのは「余裕活用型乳児等通園支援事業」とし、第24条中「一般型乳児等通園支援事業を行う者」とあるのは「余裕活用型乳児等通園支援事業を行う者」と読み替えるものとする。</u></p> <p>(電磁的記録) 第27条 乳児等通園支援事業者及びその職員 _____ は、記録、作成その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面 (書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。) で行うことが規定されている又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録 (電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機に</p>

さくら市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案新旧  
対照条文 (傍線の部分は改正部分)

○さくら市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例 (令和7年さくら市条例第29  
号) (4/4)

改 正 案	現 行
よる情報処理の用に供されるものをいう。)により 行うことができる。	よる情報処理の用に供されるものをいう。)により 行うことができる。

改 正 案	現 行
<p>(設置)</p> <p>第1条 市は、児童福祉法(昭和22年法律第164号。<u>第3条第1項において「法」という。</u>)第35条第3項に基づき児童福祉施設として保育所(以下「保育園」という。)を設置する。</p> <p>(保育料)</p> <p>第3条 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第27条第3項第2号、第28条第2項各号、第29条第3項第2号及び第30条第2項各号に規定する政令で定める額をそれぞれ限度として市が定める額並びに法第6条の3第23項に規定する乳児等通園支援事業に要する費用として市が定める額(以下「保育料」という。)は_____、規則で定める。</p> <p>2 略</p>	<p>(設置)</p> <p>第1条 市は、児童福祉法(昭和22年法律第164号_____ )第35条第3項に基づき児童福祉施設として保育所(以下「保育園」という。)を設置する。</p> <p>(保育料)</p> <p>第3条 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第27条第3項第2号、第28条第2項各号、第29条第3項第2号及び第30条第2項各号の規定により_____市が定める額_____ (以下「保育料」という。)は、当該規定に規定される政令で定める額をそれぞれ限度として、規則で定める。</p> <p>2 略</p>

さくら市児童センター設置条例及びさくら市放課後児童クラブ施設設置条例の一部を改正する条例案新旧対照条文  
 (傍線の部分は改正部分)

○さくら市児童センター設置条例 (平成19年さくら市条例第21号) (第1条関係) (1/1)

改 正 案	現 行
<p>(利用料の減免)</p> <p>第17条 市長は、次の各号に掲げる放課後児童クラブ利用者の利用料について、当該各号に規定するとおり減額し、又は免除することができる。</p> <p>(1) <u>生活保護法(昭和25年法律第144号)の適用を受けている世帯に属する者</u> 免除</p> <p>(2) <u>さくら市ひとり親家庭医療費の助成に関する条例(平成17年さくら市条例第114号)第3条に規定する助成対象者</u> 10分の7の減額</p> <p>(3) <u>前2号に掲げるもののほか、2人以上の子が属し生計を一にしている世帯のうち、第2子以降の者</u> 2分の1の減額</p> <p>(4) <u>前3号に掲げるもの</u> のほか、市長が特に必要と認めるもの 市長が別に定める率の減額又は免除</p>	<p>(利用料の減免)</p> <p>第17条 市長は、次の各号に掲げる放課後児童クラブ利用者の利用料について、当該各号に規定するとおり減額し、又は免除することができる。</p> <p>(1) <u>さくら市ひとり親家庭医療費の助成に関する条例(平成17年さくら市条例第114号)第3条に規定する助成対象者</u> 2分の1の減額</p> <p>(2) <u>生活保護法(昭和25年法律第144号)の適用を受けている家庭に属する者</u> 免除</p> <p>(3) <u>前2号に掲げる放課後児童クラブ利用者のほか、市長が特に必要と認めるもの</u> 市長が別に定める率の減額又は免除</p>

さくら市児童センター設置条例及びさくら市放課後児童クラブ施設設置条例の一部を改正する条例案新旧対照条文  
 (傍線の部分は改正部分)

○さくら市放課後児童クラブ施設設置条例(平成23年さくら市条例第11号) (第2条関係) (1/1)

改 正 案	現 行
<p>(利用料の減免)</p> <p>第11条 市長は、次の各号に掲げる放課後児童クラブ利用者の利用料について、当該各号に規定するとおり減額し、又は免除することができる。</p> <p>(1) <u>生活保護法(昭和25年法律第144号)の適用を受けている世帯に属する者 免除</u></p> <hr/> <p>(2) <u>さくら市ひとり親家庭医療費の助成に関する条例(平成17年さくら市条例第114号)第3条に規定する助成対象者 10分の7の減額</u></p> <p>(3) <u>前2号に掲げるもののほか、2人以上の子が属し生計を一にしている世帯のうち、第2子以降の者 2分の1の減額</u></p> <p>(4) <u>前3号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める者 市長が別に定める率の減額又は免除</u></p>	<p>(利用料の減免)</p> <p>第11条 市長は、次の各号に掲げる放課後児童クラブ利用者の利用料について、当該各号に規定するとおり減額し、又は免除することができる。</p> <p>(1) <u>さくら市ひとり親家庭医療費の助成に関する条例(平成17年さくら市条例第114号)第3条に規定する助成対象者 2分の1の減額</u></p> <p>(2) <u>生活保護法(昭和25年法律第144号)の適用を受けている世帯に属する者 免除</u></p> <hr/> <p>(3) <u>前2号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める者 市長が別に定める率の減額又は免除</u></p>

さくら市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照条文  
 (傍線の部分は改正部分)

○さくら市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例 (平成 17 年さくら市条例第 44 号)  
 (識見監査委員関係) (1/1)

改 正 案			現 行		
別表 (第 2 条、第 4 条関係)			別表 (第 2 条、第 4 条関係)		
区分		報酬の額	区分		報酬の額
略		略	略		略
監査 委員	識見 を有 する 者	年額 <u>702,000 円</u>	監査 委員	識見 を有 する 者	年額 <u>546,000 円</u>
	議員 選出	年額 402,000 円		議員 選出	年額 402,000 円
略		略	略		略

さくら市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照条文  
 (傍線の部分は改正部分)

○さくら市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例 (平成 17 年さくら市条例第 44 号)  
 (児童扶養手当障害認定医関係) (1/1)

改 正 案			現 行		
別表 (第 2 条、第 4 条関係)			別表 (第 2 条、第 4 条関係)		
区分	報酬の額	旅費の額	区分	報酬の額	旅費の額
略	略	略	略	略	略
福祉事務所嘱託医	略		福祉事務所嘱託医	略	
児童扶養手当障害認定医	日額 20,000 円		略	略	
略	略				

さくら市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照条文  
 (傍線の部分は改正部分)

○さくら市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例 (平成 17 年さくら市条例第 44 号)  
 (スポーツ推進委員関係) (1/1)

改 正 案			現 行		
別表 (第 2 条、第 4 条関係)			別表 (第 2 条、第 4 条関係)		
区分	報酬の額	旅費の額	区分	報酬の額	旅費の額
略	略	略	略	略	略
スポーツ推進審議会委員	年額 11,000 円		スポーツ推進審議会委員	年額 11,000 円	
その 他の 非常 勤職 員	略		スポーツ推進委員	年額 40,000 円	
報酬が 日額で あるも の	日額 5,500 円 以内で市長が 規則で定める 額		その 他の 非常 勤職 員	略	
			その 他の 非常 勤職 員	報酬が 日額で あるも の	日額 5,500 円 以内で市長が 規則で定める 額

改 正 案	現 行
<p style="text-align: center;"><u>さくら市一般旅券印紙購買基金条例</u></p> <p>(設置)</p> <p>第1条 一般旅券発給業務に係る収入印紙 (以下「印紙」という。) _____ _____の売りさばきに関する事務を行うため、さくら市<u>一般旅券印紙</u> 購買基金 (以下「基金」という。) を設置する。</p> <p>(印紙_____の購入計画)</p> <p>第4条 市長は、印紙_____の売りさばき状況を勘案し、適正な印紙_____の購入計画を立てなければならない。</p> <p>(処分)</p> <p>第7条 基金は、印紙_____の購入に充てる場合に限り処分することができる。</p>	<p style="text-align: center;"><u>さくら市一般旅券印紙等購買基金条例</u></p> <p>(設置)</p> <p>第1条 一般旅券発給業務に係る収入印紙 (以下「印紙」という。) <u>及び栃木県収入証紙 (以下「証紙」という。)</u> の売りさばきに関する事務を行うため、さくら市<u>一般旅券印紙等</u>購買基金 (以下「基金」という。) を設置する。</p> <p>(印紙<u>及び証紙</u>の購入計画)</p> <p>第4条 市長は、印紙<u>及び証紙</u>の売りさばき状況を勘案し、適正な印紙<u>及び証紙</u>の購入計画を立てなければならない。</p> <p>(処分)</p> <p>第7条 基金は、印紙<u>及び証紙</u>の購入に充てる場合に限り処分することができる。</p>



さくら市火入れに関する条例の一部を改正する条例案新旧対照条文  
○さくら市火入れに関する条例（平成17年さくら市条例第141号）

(傍線の部分は改正部分)  
(2/2)

改 正 案	現 行
なければならない。	なければならない。